

# 児童自立支援施設における処遇の現状と 心理的援助の可能性について

ふじ おか だい すけ  
藤 岡 大 輔

## 〈要 旨〉

児童自立支援施設においては伝統的に小舎夫婦制によって非行少年の処遇が行われてきた。少年院と比較して低年齢の児童が入所しており、少年非行に対する早期の対応をする上で果たす役割は大きい。

近年では被虐待児や発達障害を持った児童の入所が増えてきており、心理職員の配置の動きが進められているが、児童自立支援施設では生活の中で子どもと関わることによる支援が中心であり、心理職員による個別のアプローチはあくまでオプションの一つと考えられる。心理職員に求められていることは、生活の中で子どもが成長していく過程を補助する役割である。

こうした役割の中で更に有機的に福祉職員と心理職員が連携しつつ子どもの援助に当たるために、今後は福祉職員の行っている支援がどのような意味を持つのかについて考察し、心理職員として具体的にどのような援助の可能性があるのかを検討する必要がある。そして、施設内に「居場所」を作り、子どもが自身の問題性を抱えることができるようになることによって再非行防止に寄与しうる処遇のモデルを構築することが求められる。

## 〈キーワード〉

児童自立支援施設 非行 被虐待児 心理的援助

## I.はじめに

全国の児童自立支援施設の入所児童のうち虐待体験のある児童の割合は65.9%<sup>1)</sup>に上る。近年は虐待に対するケアや発達障害を持った児童への対応を期待され心理職員が配置されるようになってきた。しかし、支援の実際についての知見の蓄積は少なく手探りでの援助が続けられている。本論においては諸文献を取り上げつつ、まず児童自立支援施設における処遇の理念や支援の実際について記述し、現状における課題について述べていく。次に、その課題に対して心理職員が果たしうる役割について論じる。

## Ⅱ. 児童自立支援施設とは

児童自立支援施設は児童福祉法に規定された児童福祉施設である。1998年の児童福祉法改正によって教護院から現在の名称へと改称された。現在、児童自立支援施設は、厚生労働省の管轄のもと、自治体による運営を基本として全国各都道府県に一ヶ所以上(合計58ヶ所。うち国立2、都道府県立および市立54、私立2)が設置されている。平成24年10月1日現在、全施設を併せた入所定員は3949人、職員数は1780人である(厚生労働省「社会福祉施設等調査」)。措置の対象となる児童は、児童福祉法第44条において、「不良行為をなし、又はなすおそれのある児童、及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童」と明記されている。具体的には、①14歳未満で刑罰法令に触れる行為をした児童(触法少年)、②本人および、養育環境の問題性から見て将来的に非行を犯す可能性がある児童(虞犯少年)、③生育環境上の複雑な背景により問題行動の著しい児童である。

入所に至る経路としては、「児童相談所の措置により家庭から」が63.5%を占め、次いで、「家庭裁判所の審判により保護処分として送致」が17.4%、「児童相談所の措置により児童養護施設から」が13.4%である(平成20年2月1日現在、厚生労働省「児童養護施設入所児童等調査結果」より)。

同調査によれば入所児童の総計1957名(平成20年2月1日時点)のうち、小学生175名(8.9%)、中学生1529名(78.1%)、高校生68名(3.4%)、高等専門学校・各種専門学校・職業訓練校9名(0.5%)、中卒児童(就職等)176名(9.0%)であり中学生が約8割を占めている。

上記のとおり児童自立支援施設には少年院に比べて低年齢の子どもが多く入所しており、少年非行の人口比が中卒年齢ごろにピークに達する<sup>2)</sup>ということを考慮すると、児童自立支援施設における処遇は非行少年への早期介入と位置づけられ、その社会的な意義は大きいと言える。しかし、以前から都道府県によって定員に占める入所児童数の割合にはばらつきがあり、ほぼ満員状態の施設から定員を大きく下回っている施設までであるということが問題とされてきた。そのため、施設の役割が社会的なニーズに合っているのかを検証する必要がある<sup>3)</sup>。また、14歳未満の児童が殺人など重大な犯罪を起こす事件が発生したことを受けて平成19年には少年法が改正され、少年院送致の対象年齢が「おおむね12歳以上」へと引き下げられ、改めて児童自立支援施設の役割が問われている。

## Ⅲ. 処遇について

### 1. 処遇の形態

児童自立支援施設では、その前身である感化院、教護院の時代から「非行少年は家族の愛に恵まれない子である」<sup>5)</sup>という理解のもと、擬似家族的な環境を提供することを目的として小舎夫婦

制という処遇形態がとられてきた。小舎夫婦制とは、10名ほどの子どもで構成される寄宿舍(寮舎)にて一組の夫婦が世話をしていくというものであり、生活の場である寮舎では日常の細々とした生活技術を身に付けるための生活指導や農耕作業が、そして、施設内に併設されている学校では学習指導が行なわれている。近年では、安定した勤務条件の確保や人材不足から夫婦制は減少し、交代制勤務への移行が進んでいる(平成16年時において全国58施設のうち、交代制:37、夫婦制(一部他の形態の実施も含む):21)<sup>6)</sup>が、そうした中にあっても家庭的な雰囲気の中で生活体験を積み上げていくという処遇理念を維持する努力は現在でも続けられている。

## 2. 関係性の中での処遇

児童自立支援施設における処遇において特筆すべきは、生活のほとんどが施設内で完結しているということであり、そのために子どもは特定の大人と過ごす時間が長く、濃密な人間関係を体験することになるという点である<sup>7)</sup>。実際、東京都福祉保健局<sup>8)</sup>が都内の児童自立支援施設の職員を対象として行なった調査では、「子どもが立ち直り、成長するきっかけ」の契機として「施設職員との信頼関係の構築」がもっとも大きな要因として挙げられており(32.8%)、職員と子どもの関係性が処遇において重要な要素とされている。

集団処遇の中では、大人と子どもの関係だけではなく、当然、子ども同士の関係も密なものになっていく。発達的に見ても、思春期における同性同輩集団は親からの自立と依存の葛藤を緩和するという意味で重要であり<sup>9)</sup>、児童自立支援施設における生活においても子ども間の関係が重要なものとなっている。富田<sup>7)</sup>は、集団の中での処遇の意味について「大人からの言葉は反発を招くことがあっても、立場が同じ子どもから言われることは素直に聞くことができる」と述べており、子ども集団の関係性は子どもが自分の行為を振り返るきっかけとなりうる。

## 3. 「枠のある生活」について

児童自立支援施設では規則正しい日課や集団生活で守らなければならない規則が設定されており、そこには幼いころから養育者にしっかりと躰けられてきていない子どもに正しい生活習慣を身につけさせるという意図がある。施設内における規則は職員間において「枠」と呼ばれるものであり、そのうち最も重視されているものは「施設内で生活をする」という規則、つまり無断外出をしないということである。この「枠」が施設内で生活を送る上での大前提となり、上に述べた濃密な関係性を作り出す基礎になるとも言える。

児童自立支援施設は、福祉施設という性質上、寮舎の施設はされず解放処遇が行われている(例外として、国立の2施設では、家庭裁判所の決定により、行動の自由を制限して個別処遇を行なう強制措置を採ることが可能である)。しかし、他の児童福祉施設と大きく異なっている点は、子どもが自由に施設の外に出ることを制限しているということである。この時、子どもの自由を制限するのは物理的な環境ではなく、大人との間で交わされる取り決めである。そして、この約束を守

れるのかどうかは本人の問題性とともに関係性が映し出されることになる。

この生活の枠組みにおいては、外に向かっていた非行は施設内において問題行動として繰り返されることとなる<sup>10)</sup>。無断外出やその他の問題行動を起こしたときに施設職員は、本人が自分自身を振り返るための良い機会であると捉えており、「厳密な指導やルールによって問題行動を出させないことよりも、むしろ適度に問題行動を表出させた方がいいのだ、という認識が職員の間にはある」<sup>7)</sup>。大迫<sup>10)</sup>もまた児童自立支援施設における実践的研究から、子どもの行動化を一定程度まで表出させたいと、問題行動にそのつど対応し、修正をはかることの意味を指摘している。

また、枠のある生活には子どもの行動化を最小限に抑え、さらなる自尊心の低下を防ぐという目的もある。小倉<sup>11)</sup>は、子どもが自身の衝動に振り回され、それを統制できない不安のためにますます衝動を統制できなくなることがあると指摘しており、そうした悪循環が見られる場合には、強い規制が必要と述べている。このように枠が子どもに与える安定感は大きく、施設における処遇の重要な要素の一つと言える。

しかし、このような枠のある生活は、同時に子どもの主体性を損なう可能性も孕んでいると言える。増沢<sup>12)</sup>は行動化が激しい子どもへのかかわりにおいて、行動を制限する枠の治療的な機能と主体性を重視することのバランスの難しさについて指摘している。特に思春期にある子どもの場合、施設内における行動化は大きな問題へとつながる可能性が高く、周囲に与える影響の大きさと本人の傷つきを考えると、必然的に行動化を抑える対応をしていく必要がある。しかし、こうした対応と同時に主体性を重視するというかかわりは相反するものであり、いかにして両者のバランスを保っていくのが支援の上での大きなテーマとなる。

#### 4. 思春期と児童自立支援施設における「枠」について

思春期という発達段階において、攻撃性、衝動性というのは少年非行と直接的に結びつく心性であるが、反面では思春期における反社会性は通常の発達段階において、健康的な側面をも含むものであるとも言われてきた。Winnicott<sup>13)</sup>は、「未熟さは青年期の健康の本質的な要素である。」と述べ、それに対する治療法は唯一、「時の経過」のみであるとしている。また、富田<sup>7)</sup>は非行少年の行動化について、「非行という外に向けた行動化ができるほどに心的エネルギーを持った子ども」という理解も成り立つとして、大きなエネルギーを要する家族再統合という課題を達成しうる可能性を秘めていると指摘している。Winnicott<sup>14)</sup>もまた、攻撃性は環境に対する希望を捨てていない証拠であるとして、その肯定的な意味を指摘している。

しかし、やはり子どもの呈する反社会性については何らかの対応が求められる。思春期の反社会性への対応については、制限を加える存在として大人の役割の重要性が指摘されている。岡村<sup>9)</sup>は、Winnicott<sup>13)</sup>の言説に沿いつつ、青年との関わりについて以下のように述べている。「青年のものがきは対決によって受け止められ現実性を賦与される必要がある。対決は人格を賭けてでなければならぬ。青年たちが生き生き人生を送ろうとするなら大人が必要である。対決とは非報

復的で懲罰を伴わずそれ自体力を持っている束縛のことである。」「本質的に健康的なものを治そうとするのではなく、むしろその挑戦にこたえること、問題は生きる希望(実在感への欲求とそれが失われていないこと)のしるしなのである。」

また、麦島<sup>15)</sup>は、大人が子どもの自発的解決努力を促すことの重要性を指摘し、「子どもの良い社会的発達を保証するためには、大人社会が子どもの挑戦の対象となり、大人がその挑戦を受け止めることで、子どもがその社会の正しいあり方を発見するとき、子どもの良い社会化が可能になる」と述べている。

河合<sup>16)</sup>は、「子どもの心の奥底から突き上げてくる衝動に対して、大人が防壁となって立ち足はだかってやる心構えを持つことが必要である。そのような壁にぶつかってこそ、破壊的なエネルギーが建設的なものに変容するのである。」と述べている。

以上のように、思春期における反社会性への対応を考えると、大人が子どもの行動化を受け止める役割を果たすことの意味は大きいと言える。そして、従来から児童自立支援施設において「柵」を設けることで行なってきた処遇とは、Winnicott<sup>13)</sup>によれば思春期の子どもとの「対決」であり、河合<sup>16)</sup>によれば、「壁として子どもの前に立ち足はだかり、感情の交流を行う」という意味がある。

## IV. 処遇における現状と課題

### 1. 入所する子どもの多様化

1998年の児童福祉法の改正によって、「不良行為をなし、又はなすおそれのある児童」に加えて「家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童」も措置の対象となった。そのため、入所してくる子どもの質が多様化し、従来のような処遇によっても生活が安定せず、対応が難しい子どもが見られるようになってきている<sup>17),18)</sup>。相澤<sup>17)</sup>は近年の児童自立支援施設における問題として、情緒的な問題や対人関係に問題を抱えた子どもへの支援の難しさやADHD、広汎性発達障害など、精神科の受診が必要な子どもの入所する割合が高いことを指摘しており、従来の生活指導を中心に据えた対応では解決が難しい状況にあると述べている。

これに対して富田<sup>19)</sup>は国立武蔵野学院における実践から、寮職員が広汎性発達障害を持つ子どもたちの特性に柔軟に対応し、集団生活の中で個別処遇が行われるように処遇が変化してきたことを指摘している。また、広汎性発達障害を持つ子にとって児童自立支援施設における生活では限定された職員・子どもと長期間付き合うことになっており、明確でわかりやすい構造と多様な人間関係に触れることができる豊かさがあると言う。

### 2. 児童自立支援施設における被虐待児

近年では非行少年の被虐待体験に注目が集まっており、厚生労働省雇用均等・児童家庭局が行なった調査によると、全国の児童自立支援施設に入所している児童のうち65.9%が入所以前

に何らかの不適切な養育を体験しているという結果が出ている<sup>1)</sup>。情緒障害児短期治療施設(以下、情短)における調査では、被虐待児の入所率が60%になると施設の運営が危機的な水準になるという報告がある<sup>20)</sup>。情短と児童自立支援施設とは、施設の運営方法や理念、対象とする子どもの特性が異なるために一概に比較することはできないが、児童自立支援施設における支援のあり方として、被虐待児に対する支援を何らかの形で盛り込む必要があると言える。

### 3. 被虐待児に関わる職員の疲弊

虐待が子どもの発達に与える影響は大きく、また、多くの側面に現れてくるが、西澤<sup>21)</sup>は被虐待児の特徴の一つとして攻撃性や反社会性の高さを挙げている。実際、非行と虐待とは密接な関係があると言われており、被虐待児と非行少年の行動特徴には類似した点が多い<sup>22),23)</sup>。また、被虐待児は、対人関係において問題性が触発されやすく、関わった相手から怒りを引き出すような対人関係の持ち方をすることがある(虐待的関係の反復)ため、施設内における大人や子どもとのトラブルを繰り返し、施設内での処遇が立ち行かなくなるという問題が生じている<sup>21),24)</sup>。Winnicott<sup>14)</sup>によれば被虐待児は身体的な安全を保障され、衣食住が安定して供給される場が提供される場合、それまで抱いていた怒りが触発され、施設職員への攻撃として表出されることがあると指摘している。そのため関わる職員の疲労は著しく、陰性の感情が刺激されやすくなる<sup>21)</sup>。また、被虐待児とかわかることによって職員間のチームワークに歪みが生じる場合があり<sup>25)</sup>、四方・増沢<sup>26)</sup>は「そうした歪みを修復していく過程こそが援助そのものであるといっても過言ではない」と指摘している。

北野<sup>27)</sup>は乳児院と児童養護施設で勤務する職員のストレスについて調査を行った。それによると集団の成員が少人数であるほど子どもと密接にかかわる分、情緒的な結びつきも深くなり、子どもたちが表出する感情に巻き込まれ、振り回されることが多くなる。その結果、職員の疲労度は大きくなると指摘している。また、被虐待児の年齢が高くなるにつれて、かんしゃく、暴力なども激しくなり、加えて職員の感情を刺激するような暴言が見られてくるということも指摘している。

児童自立支援施設において施設職員は、小舎という密度の高い人間関係の場において、思春期の子どもと関わることになる。ひとたび行動化を起こせば、大きな問題となりかねない子どもたちと、生活を共にするということを考慮すると、児童自立支援施設における福祉職員の疲労は他の児童福祉施設に比べて大きなものであることが推察される。

### 4. 「粹」と被虐待児

大河原<sup>28)</sup>は、非行少年が自分自身の感情を言語化することができず、自身の感情への自覚が乏しいということを取り上げ、感情の言語化、自覚の乏しさには解離の機制が関連していると指摘している。

虐待などの不適切な養育によって子どもを拒否するようなメッセージが送られる場合、子どもが自

然に抱くネガティブな感情は大人によって承認されない。そこで子どもは生き延びるために大人の関わりに適応しようとして、自身のネガティブな感情を否認し、解離させるという方略をとることが多い。特に幼少期から継続的に虐待を受けた子どもの場合、解離が起こりやすく<sup>29)</sup>、子どもの内面にはネガティブな感情が蓄積され、行き場のなくなったネガティブな感情が問題行動として表出されることとなる。また、こうした行動化を抑えるためには子ども自身が感情を言語化することが重要であり、感情の言語化のためにはネガティブな感情であっても大人から承認を受けた体験をすることが必要である<sup>28)</sup>。

児童自立支援施設で子どもが求められるのは規則正しく、ルールを守った生活である。そして、そのルールに則って行動することができない場合には指導的な関わりが行なわれることになる。この場合、子どもの内面には養育者との関係が再現されることになるためネガティブな感情が生じることが多くあるが、そうした感情は施設内の大人から承認を受けることは少ないと言える。そのため、従来の「枠」による処遇が行われる中であっては、虐待を受けてきた子どもは解離の機制を用いることによって適応を試みる可能性がある。その結果、施設内への適応は良いが、自身の問題性に向き合うことがなく、仮の適応にとどまることとなる。そして、看過された問題性は退所後に再燃し、再び行動として繰り返されると言える。

しかし、Winnicott<sup>14)</sup>は家庭的な養育を受けられなかった病的な子どもの場合、専制的、管理的な関わりが望ましい場合もあると指摘している。すなわち、家庭的で親密な関わりが有効であるのは、「それに報いることができるだけの良い体験を積んできた子ども」であり、大きな集団ほど、「より病的な子ども、初期の良い体験の少なかった子どもたちに対応できるタイプの管理」なのである。また、その理由として、「(より病的な)子どもたちは、自身の内面に自発性とコントロールとを同時に包括することができないために、権威を必要としている。」と述べている。つまり、早期に虐待を受けた病理の重い子どもにとってはルールによる統制が守りとしての意味を持つ場合があると言える。

上記のように、被虐待児への「枠」的な対応についてはそれを「解離の機制を生じさせるもの」と捉えるか「守りとしての権威」と捉えるのかによって、大きく意味合いが異なる。今後、これらの理解の違いを明らかにし、更に子どもの特性がどのように影響しているのかを検討する必要がある。

## 5. 退所後の適応

児童自立支援施設は定員充足率の低下を背景として、社会的なニーズに対応するため、1998年の児童福祉法改正によって施設の目的が「自立支援」へと変更されることとなった<sup>17)</sup>。これまでは一定の期間、問題行動がないことが処遇の効果をはかる基準の一つであったが、問題行動がないというだけでは「自立支援」が達成されたと言うことはできない<sup>17)</sup>。退所してからの環境において起こりうることを想定し、それに対応していく力をつけるための支援が求められるようになっている。

同時に退所後のアフターケアというテーマも大きな課題として再認識されることとなった。東京都福祉保健局が児童自立支援施設で行った実態調査によると、退所児童およそ75%については非

行が再び繰り返されているという結果が出ており、その非行の主なもの、家出外泊が41.9%、不良交友が24.0%であった。この理由として、進路先でのつまづき、家庭内の不和、地域での交友関係の悪化が挙げられている<sup>8)</sup>。

同調査では、再非行の内容が家出外泊や不良交友が多くを占めていることから、この行動化には戻った家庭や地域において再び居場所がなくなってしまったことによる「居場所探し」という意味合いが含まれていると指摘している。退所した子どもの76%が家庭に戻って生活していることを考えると、養育者との関係において何らかの問題が生じていた可能性が考えられる。

廣井<sup>30)</sup>は、非行少年には「居場所がない(自分自身でいることが受け入れられていない状態)」という葛藤を引き受けられず、周囲への過剰適応によって自分の不安を意識の外に置くことで自分の問題に向き合うことを避け、最終的には問題行動へとつながることがあると述べている。

児童自立支援施設の中では集団生活のルールに則って生活することが求められており、現実的な適応が求められる。このような場面では、廣井<sup>30)</sup>の指摘したような過剰適応が生じて子どもの感じている不安は一時棚上げにされる可能性がある。

また、先述の大河原<sup>28)</sup>の指摘を踏まえて考えた場合、退所後の再非行には施設の生活への仮性の適応、すなわち、解離が生じることと関連していると理解することができる。つまり、施設で求められるあるべき姿に仮初の適応をした結果、生活の中で生じたネガティブな感情は承認されずに解離が生じ、そうした未消化のネガティブな感情を、外での生活に持ち越して退所後の非行が発生していると考えられる。

そのため、ネガティブな感情であっても承認を受けられる場所、すなわち、「居場所」を施設内において提供することが、葛藤を自身の内面に抱えることができるようになる契機となるのではないかと考えられる。ここでの「居場所がある」感覚とは、主として対人関係において体験されるものと考えられる。施設内での対人関係において「居場所」がある感覚を持つことが、退所後において人間関係が安定するための基盤になると考えられる。

## VI. 児童自立支援施設における心理職員の役割

### 1. 心理的援助の必要性について

児童自立支援施設においては被虐待児の増加に加え、入所児童の多様化が問題となっている。近年では非行の背景に広汎性発達障害やADHDなどの発達障害を持っている児童の入所が増加している。施設職員はそれぞれの子どもの特徴に応じた対応や処遇の合理化が求められている<sup>18)</sup>。森<sup>31)</sup>は、児童自立支援施設における処遇について「生活指導を中心とした、ともすると経験主義的な接近が主流であり、精神医学的、臨床心理学的接近は必ずしも積極的に行なわれてこなかったが、今、新たな視点からの援助が求められている」として、従来の対応を見直す必要があることを示唆している。

このような背景から心理的な援助を期待され心理職員の配置が進められてきた。2011年3月の時点では全国58施設中37施設に心理職員が配置されている(常勤のみ配置14施設, 常勤と非常勤ともに配置3施設, 非常勤のみ配置20施設)<sup>32)</sup>。

施設内における心理職員の本格的な活用について, 実証的な研究の蓄積は少なく, 実際に現場の施設職員が具体的に何を求めているのかは必ずしも明らかではない。そのため, 心理職員が施設内で有効に機能するためには, どのような援助形態が望ましいのか, また, 施設における処遇とどのように連携していくのかについて今後の検討が必要である。

これまでの実践研究においては, 児童自立支援施設における環境療法として, 大迫<sup>10),33)</sup>が小学生対象の寮舎における実践について報告しているが, 児童自立支援施設に入所している子どもの大半が中学生である。身体的, 社会的な成長によって行動化の幅と程度が広がる可能性を考慮すると, 年齢や問題行動の性質ごとに援助のあり方について検討をしていく必要がある。特に, 思春期の場合, 問題行動の大きさを考慮すると, 寮舎の集団生活に支障がない程度までに問題行動を抑制する必要がある。しかし, そうした対応に重点が置かれすぎる場合, 心の問題が解決しないままに施設内だけの仮適応となる可能性があり<sup>10)</sup>, 個々の特性に応じたきめの細かい対応が求められると言える。

また, 外傷体験の想起は特に思春期に起こりやすく<sup>34)</sup>, 自らが抱えている問題に直面して危機的状态を招きやすいとの指摘もある<sup>35)</sup>。藤岡<sup>22)</sup>は非行少年との関わりにおいても, 彼らの被虐待体験を扱うことは必須であると述べており, 入所児童に対する心理的援助が必要であると考えられる。

## 2. 児童自立支援施設における個別心理療法

児童自立支援施設において心理職員として援助実践を行なっていく場合, 日常生活の中での環境療法的対応に加え, 入所児童に対して個別心理療法を行なっていくことが援助形態の一つとして考えられる。被虐待児は対人関係の中で刺激を受けやすい子どもであるために, 刺激の多い集団での処遇では本人の虐待による傷つきなどの非常に繊細な問題について扱うには限界があり, 個別な対応が必要になると考えられる。また, 大迫<sup>10)</sup>は環境療法においては, 一人のセラピストが子どもの経過を系統的に取り扱うことができないため, 複数の虐待を体験するなど, 重度の虐待を経験してきた子どもに対しては, 個別の心理療法を並行して行なう必要があると指摘している。しかし, 児童自立支援施設における個別の心理的な関わりについての研究としては, 若槻ら<sup>36)</sup>が施設内における心理職員の役割について概観しており, 藤田<sup>37)</sup>, 藤岡<sup>38)</sup>が入所している児童との心理面接について報告をしているのみでありその数は少ない。松村<sup>39)</sup>は「他職種が心理面接を尊重する態度は子どもが取り組もうとする困難な課題を側面から支える大切な要因となり得る」と指摘しており, 施設内において心理面接を位置づけ, 他職種からの理解を深める必要があると考えられる。

そのため, 今後, 福祉職員の行なっている処遇(環境療法)と個人心理療法をどのように統合し

ていくのか、それに対して心理職員がどのような役割をしていけばよいのかといったことについて検討していく必要があると言える<sup>40)</sup>。

### 3. 関係性への援助

被虐待児への対応を行なう場合に、日常場面で子どもと施設職員との関係がこじれることが頻繁に見られており、そうした場面で起きていることについて検討し、両者の関係性への援助という視点での臨床心理学的な援助を提供していく必要があると言える。

東京都福祉保健局の調査<sup>8)</sup>によれば、児童自立支援施設に入所している子どものうち約3割は非行の自覚がなく、また、指導内容が理解できず反抗的な態度を取る子どもが約3割いるという調査結果が出ている。現場の職員はそうした子どもへの対応に困難さを感じていると考えられる。そのため、職員との密な連携のもと子どもの状態をきめ細かく把握しつつ、心理面接の中で児童の問題性について共に考えること、また、職員の指導について子どもとともに理解を深めていくことが必要である。また、職員に対しては子どもの理解を深めるために適宜のコンサルテーションや事例検討会を行うことによって子どもの理解を深め、両者の関係を調整することが施設内の処遇の効果を上げることに寄与するのではないかと考えられる。

また、関係性への援助ということ考えた場合、施設内には、児童-職員間の他に、児童間、職員間といった関係性がある。こうした関係性への具体的な関わりとして、児童間へは、日常生活場面に関わることによって、それぞれの子どもの関係性に介入することが考えられる。職員間については、コンサルテーションや職員でのミーティングなどに心理職員が参加することでお互いの意思の疎通を図るといったアプローチが考えられる。

### 4. 心理面接における試み ～居場所づくりを目指して～

子どもが居場所であると感じられるためには児童-職員間における関係性を円滑なものにしていく必要がある。筆者は心理職員として関係性を支援することによって居場所づくりを進める試みを行ってきた。そこから言えることは、以下のようなことである。

生活場面においては子どもと大人の間には様々な感情が生じることは避けられず、お互いに意図したことが伝わらないということがしばしば起きてくる。そのため、子どもが冷静に自分の問題性について振り返るためには、比較的刺激が少ない場、すなわち心理面接があることの意味は大きいと考えられる。そうした中で、寮職員との関係を少し離れたところから眺め、落ち着いて振り返ることで、子どもは「寮の先生が本当に伝えたかったこと」についての理解を深めることができると考えられる。そして、さらには自身の問題性についての理解を深め、その理解が面接場面から日常場面へと持ち込まれ、今度は寮職員によって取り上げられることによって、自身に対して振り返る機会がより多くなると言える。また、同時に子どもの感じていることを寮職員に返していくことで、子どもと関わりやすくなり、ひいては子どもが大人との関係性において安心感を持つことに繋げる必要がある。

る。ここにおいて心理職員の役割は、子どもと大人のコミュニケーションをより円滑にするためのパイプの役割であると言える。

## Ⅶ.まとめ

児童自立支援施設における支援の中心は生活の営みにあり、そこで子どもたちは成長していく。心理的なアプローチはあくまでオプションの一つに過ぎない<sup>46)</sup>。心理職に求められていることは、生活の中で子どもが成長していく過程を補助する役割である。そうした役割の中で積み上げられた援助実践について今後さらに研究を積み重ねる必要がある。施設内には被虐待児のみならず、多様なニーズや問題を抱えた子どもが多く入所している現状を考えると、現在行なわれている処遇を補い、有効に連携しうる心理的援助のためのシステムを構築していくことが急務である。

しかし、児童自立支援施設における「自立支援」という概念が具体的にいかなる内容を指しており、従来の児童自立支援施設が果たしてきた役割との異同をどのように捉えるかという点はまだ明確とはいえない<sup>41)</sup>。富田<sup>7)</sup>もまた施設内で行なわれている処遇の言語化、構造化については限定的であるという点を指摘している。

今後の研究においては、現在、施設職員によって行われている処遇体系を記述し、その意味合いについて検討を行なう必要がある。その上で、現在の処遇では対応しきれない問題の精査と、それを心理職員が補う形での支援の方法について検討していく必要がある。そして、最終的には、施設内に「居場所」<sup>30)</sup>を作ることで、子どもが自身の問題性を抱えることができるようになり<sup>42)</sup>、ひいてはそれが退所後の再非行防止に寄与しうる処遇のモデルを構築することが求められる。

### <引用文献>

- 1) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局：児童養護施設等児童調査結果 p10：2009
- 2) 法務省総合研究所編 平成 25 年版犯罪白書 2014
- 3) 小林英義・小木曾 宏編：児童自立支援施設の可能性 ミネルヴァ書房：2004
- 4) 服部朗：児童福祉と少年司法の協業と分業 - 諮問第 72 号と法制審査申をめぐって - 犯罪と非行 pp34-64：2005
- 5) 全国児童自立支援施設協議会編：児童自立支援運営ハンドブック 三学出版：1999
- 6) 児童自立支援施設のあり方に関する研究会報告：2007
- 7) 富田拓：児童自立支援施設-そこで何が行われているのか- 犯罪と非行pp.54-78：2005
- 8) 東京都福祉保健局：東京の児童相談所における非行相談と児童自立支援施設の現状：2005
- 9) 下山晴彦編：教育心理学Ⅱ 発達と臨床的援助の心理学、東京大学出版会、1998
- 10) 大迫秀樹：虐待を背景にもつ非行小学生に対する治療教育 心理臨床学研究 17(3)：pp249-260、1999
- 11) 小倉清：子どもの精神療法 岩崎学術出版社：1980
- 12) 増沢高：チーム治療の中で内なる“バンパイア”を克服した少年の事例 心理臨床学研究：1998
- 13) Winnicott D.W.：Playing and Reality：1971(橋本雅雄 訳：遊ぶことと現実 岩崎学術出版社：1979)

- 14) Winnicott D.W.: The family and individual development :1965(牛島定信 監訳:子どもと家庭 誠信書房:1984)
- 15) 麦島文夫:非行の原因 東京大学出版会:1990
- 16) 河合隼雄:子どもと学校 岩波書店 :1992
- 17) 相澤孝予:児童自立支援施設, こころの科学, 102 :p 2002
- 18) 全国児童自立支援施設協議会:児童自立支援施設の将来像:2003
- 19) 田中康雄編:生活臨床と社会的養護, 金剛出版, 2012, p270
- 20) 滝川一廣, 新保幸男, 生島博之他:児童虐待に対する情緒障害児短期治療施設の有効活用に関する調査研究 恩賜財団母子愛育会 平成12年度児童環境作り等総合調査研究報告書 2001
- 21) 西澤哲:トラウマの臨床心理学 金剛出版:1999
- 22) 藤岡淳子:非行の背景としての児童虐待, 臨床心理学, 1(6):p771-776 2001
- 23) 橋本和明:虐待と非行臨床, 創元社, 2004
- 24) 西澤哲:子どもの虐待 子どもと家族への治療的アプローチ 誠信書房:1994
- 25) 増沢高:被虐待児の援助におけるチームのひずみと修復 子どもの虐待とネグレクト 5(1)166-175:2003
- 26) 四方耀子・増沢高:育ち直りを支援するー情緒障害児短期治療施設でのチームワークによる援助ー 臨床心理学:2001
- 27) 北野亜也子:被虐待児にかかわる施設職員のSecondary Traumatic Stressについて 世界の児童と母性 58 22-25 資生堂社会福祉事業財団:2005
- 28) 大河原美以:臨床心理の立場から 子どもの感情の発達という視点 こころの科学 102 pp41-47:2002
- 29) Putnam Frank W: Dissociation in children and adolescents :1997  
(中井久夫 訳:解離 若年期における病理と治療 みすず書房:2001)
- 30) 廣井いずみ:「居場所」という視点からの非行事例理解, 心理臨床学研究, 18(2), pp129-138, 2000
- 31) 森望:児童福祉施設における心のケア 世界の児童と母性 47 pp56-59:1999
- 32) 増沢高, 青木紀久代編:社会的養護における生活臨床と心理臨床, 福村出版, 2012, pp131-142
- 33) 大迫秀樹:ネグレクトを背景に非行傾向を示すようになった児童に対する入所施設での環境療法 心理臨床学研究 21(2) 146-157:2003
- 34) 増沢高:人生早期から長期にわたって繰り返しの外傷を受けたK君の事例 このはな心理臨床ジャーナル:1998
- 35) 四方耀子:横浜いずみ学園10年誌, 2003
- 36) 若槻忠雄・岩谷宏一:児童自立支援施設における心理的援助について 非行問題:2004
- 37) 藤田綾子:児童自立支援施設における被虐待児とのプレイセラピー, 人文論究, 54(4), pp 153-171, 2005
- 38) 藤岡大輔:児童自立支援施設における心理的対応ー心理面接の役割について, 非行問題 (212), pp98-107, 2006
- 39) 村松健司:入所治療における被虐待児のプレイセラピー, 臨床心理学, 2(3), pp310-314, 2002
- 40) 富田拓:児童自立支援施設 臨床心理学 11(5) pp653-658:2012
- 41) 近畿弁護士会連合会少年問題対策委員会 編:非行少年の処遇 少年院・児童自立支援施設を中心とする少年法処遇の現状と課題 明石書店:1999
- 42) 生島浩:悩みを抱えられない少年たち 日本評論社:1999